

洲本市指定ごみ袋等取扱いマニュアル

(令和 6 年 4 月 1 日改定)

1. 指定ごみ袋等制度について

洲本市では、ごみの減量化と排出量に応じた負担の公平化を図るため、家庭ごみの一部（もえるごみ、もえないごみ、大型ごみ）を有料化しています。

また、令和 6 年 1 月以降、プラスチック、かん、びんを指定資源袋に封入して排出される場合には、その回収経費として、手数料を負担いただくこととなりました。

指定ごみ袋及び指定資源袋並びに大型ごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という）取扱店の皆様には、市民の方から「一般廃棄物処理手数料」（以下「処理手数料」という）を徴収し、それと引き換えに指定ごみ袋等の交付を行ってください。

2. 指定ごみ袋等の性質

指定ごみ袋等は、市民の方が「処理手数料」を市に収めたという証明書（領収の証）という性質を持っています。

そのため、指定ごみ袋以外に入れてごみを出した場合や、大型ごみ処理券を貼らずに排出した場合は、「処理手数料」の支払いが確認できないため、収集できないことになります。

3. 指定ごみ袋等の取扱い種類及び価格等について

種類		サイズ	交付単位	取扱価格 (税込)	注文単位	1 箱（1 冊）の価格
指定 ご み 袋	もえるごみ	大（35ℓ）	1 袋（10枚入）	400円	1 箱（20袋）	8,000円
		小（15ℓ）	1 袋（10枚入）	200円	1 箱（20袋）	4,000円
	もえないごみ	大（35ℓ）	1 袋（10枚入）	400円	1 箱（20袋）	8,000円
		小（15ℓ）	1 袋（10枚入）	200円	1 箱（20袋）	4,000円
大型ごみ処理券			1 枚	300円	1 冊（10枚）	3,000円
指定 資 源 袋	プラスチック	35ℓ	1 袋（10枚入）	200円	1 箱（20袋）	4,000円
	かん	35ℓ	1 袋（10枚入）	200円	1 箱（20袋）	4,000円
	びん	25ℓ	1 袋（10枚入）	200円	1 箱（20袋）	4,000円

4. 指定ごみ袋等の表示について

指定ごみ袋等には、JANコードが表示されます。各種番号は下記のとおりです。

指定 ご み 袋	もえるごみ	大	4589791180062	大型ごみ処理券		4589791180055
	もえるごみ	小	4589791180086	指定 資 源 袋	プラスチック	4589791180116
	もえないごみ	大	4589791180079		かん	4589791180123
	もえないごみ	小	4589791180093		びん	4589791180130

5. 指定ごみ袋等の取扱いによる収納事務委託料

取扱店より市へ納付いただく金額は、指定ごみ袋等代金（処理手数料）から収納事務委託料（税込）を差し引いた額となり、指定ごみ袋等代金（処理手数料）① - 収納事務委託料（税込）④ = 取扱店納付額 となります。

指定ごみ袋等の収納事務委託料は、各種以下の表のとおりです。

種類		サイズ	取扱価格	注文単位	指定ごみ袋等代金 (処理手数料) ①	収納事務委託料 (①×10%) ②	消費税 (②×10%) ③	収納事務委託料 税込 (②+③) ④
指定 ご み 袋	もえるごみ	大 (35ℓ)	400円	1 箱 (20袋)	8,000円	800円	80円	880円
		小 (15ℓ)	200円	1 箱 (20袋)	4,000円	400円	40円	440円
	もえないごみ	大 (35ℓ)	400円	1 箱 (20袋)	8,000円	800円	80円	880円
		小 (15ℓ)	200円	1 箱 (20袋)	4,000円	400円	40円	440円
大型ごみ処理券			300円	1 冊 (10枚)	3,000円	300円	30円	330円
指定 資 源 袋	プラスチック	35ℓ	200円	1 箱 (20袋)	4,000円	400円	40円	440円
	かん	35ℓ	200円	1 箱 (20袋)	4,000円	400円	40円	440円
	びん	25ℓ	200円	1 箱 (20袋)	4,000円	400円	40円	440円

(例) 「もえるごみ (大)」 1 箱と「大型ごみ処理券」 1 冊を納品する場合

指定ごみ袋等代金 (処理手数料)	もえるごみ (大)	1 箱	8,000円……①	処理手数料計
	大型ごみ処理券	1 冊	3,000円……②	<u>①+② 11,000円…⑤</u>
収納事務委託料	もえるごみ (大)	1 箱	880円……③	委託料計
	大型ごみ処理券	1 冊	330円……④	<u>③+④ 1,210円…⑥</u>
市に納入する金額		⑤-⑥		納入額
		11,000円-1,210円=9,790円		<u>9,790円</u>

取扱店の収入の性質は、指定ごみ袋等の販売益ではなく、収納事務委託料となります。

6. 指定ごみ袋等の代金 (処理手数料) 納付

・納入通知書 (納付書) は発注書が市に到着後、作成し送付します。

・指定ごみ袋等の代金 (処理手数料) は、指定ごみ袋等の発注後に市から郵送される納入通知書 (納付書) により納付してください。

納付書に記載された淡路島内にある市の指定する金融機関で納付する場合は、配達日の 5 営

業日前まで。その他の金融機関で納付する場合は、配達日の 10 営業日前まで。

洲本市役所（市金庫）での入金は、配達日の3開庁日前まで。五色庁舎及び由良支所での入金
金は、配達日の5開庁日前まで。

洲本市会計口座に直接銀行振込での入金は、配達日の3開庁日前まで（希望の場合は別途連絡して下さい）。

・納付書を紛失された場合は再発行を行いますので、生活環境課（0799-24-7607）までご連絡
ください。

・配達日の2開庁日前までに、ごみ袋等代金（処理手数料）の納付を生活環境課が確認できない場合は、指定ごみ袋等を納品することができませんので、ご了承ください。

7. 指定ごみ袋等の注文及び配送

各取扱店は指定ごみ袋等の取扱実績や在庫数などをもとに、在庫不足にならないように、洲本市役所生活環境課に注文をしてください。なお、取扱店を廃止するときや不良品があった場合を除き、市への返品や交換は出来ませんのでご注意ください。

①注文方法 別添の発注書を使用しFAXにて注文してください。FAXがない場合は郵送や窓口持ち込みでも受付します。

注文数の誤りを防ぐため電話での注文は受付いたしません。

②注文数 注文は、指定ごみ袋及び指定資源袋は1箱、大型ごみ処理券は1冊単位とします。

③注文締切 **10日頃配送分**につきましては前月25日までに、

25日頃配送分につきましては当月10日までに、

（淡路島外の金融機関で納付する場合や、配達日までに大型連休や年末年始を挟む場合など、納付確認に日数を要する場合はできるだけお早めに）ご注文ください。

④納付書 注文が市に到着後、納付書を作成し市役所から取扱店へ郵送します。

なお、昨今の郵便事情により納付書配達までに日数を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。

⑤配達日 前月 25 日までの発注分につきましては毎月 10 日頃(配達日が前後します)、
当月 10 日までの発注分につきましては毎月 25 日頃(配達日が前後します)
の配達となります。(月 2 回)

なお、各取扱店への指定ごみ袋等の納品は業者による配送のみとなり、市役所での受け渡しは行っておりません。

※ 例外として、前回注文したにもかかわらず、次回配達日までに店舗での指定ごみ袋等の在庫数がやむをえず不足した場合、追加分の指定ごみ袋等を市役所生活環境課にて受け渡しが可能ですが、指定ごみ袋等の代金（処理手数料）と引き換えになります。

なお、即日引き渡しは行っておりません。事前に連絡なく市役所に来庁されましてもお受けできませんのであらかじめご了承ください。

必ず事前に生活環境課（0799-24-7607）へ電話で依頼の上、F A Xにてご注文ください。
由良支所や五色庁舎では受付しておりませんので、市役所本庁舎生活環境課までご連絡ください。なお、基本的に市役所に在庫はございませんので、後日の引き渡しになります。配送業者の都合によりお取り寄せに日数を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

指定ごみ袋等の発注は、1 か月につき 2 回を限度としておりますので、再度在庫不足にならないように次回配送分の発注をしていただきますようお願いいたします。

8. 指定ごみ袋等の取扱いにあたっての注意事項

指定ごみ袋等を取り扱う場合には、次の事項に注意してください。

- ・ 指定ごみ袋等の取扱い価格は、処理手数料のため変更はできません。
- ・ 指定ごみ袋等の取扱い価格などの間違いに注意してください。間違えて販売した場合、価格の差額については取扱店の負担となります。
- ・ 在庫管理は取扱店にて適切に行ってください。納品後における棄損等いかなる場合においても取扱店の負担となります。
- ・ 取扱店では、すべての種類の指定ごみ袋及び指定資源袋並びに大型ごみ処理券を取り扱っていただく必要がありますので、市民の需要を満たすのに足りる数量の指定ごみ袋及び指定資源袋並びに大型ごみ処理券を常備し、適正に在庫を管理してください。

9. インボイス対応について

取扱店の皆様には、市の代わりに市民の方より処理手数料を徴収し、指定ごみ袋等の交付を行っていただいています。指定ごみ袋等の販売は、市と市民との取引と考えられるため、市が売手、取扱店が買手となる B t o B（Business to Business 企業間取引）の取引ではなく、市が売手、市民（最終消費者）が買手となる B t o C（Business to Consumer 企業対消費者取引）の取引であり、インボイス対応は不要です。なお、指定ごみ袋等については家庭ごみを対象としており、事業者が購入することはありません。

また、市から取扱店に対し、収納事務委託料を支払（処理手数料から差引による）しておりますが、地方公共団体（一般会計）は消費税の申告義務が免除されていることから、洲本市は取扱店からインボイスを受領する必要性はありません。

10. 指定ごみ袋等取扱店の指定について

指定ごみ袋等を取扱いするためには、取扱店の指定を受けようとする日の1か月前までに、「指定ごみ袋等取扱店申請書」（様式第1号）に必要書類を添えて洲本市役所生活環境課に提出してください。

必要書類

1. 指定ごみ袋等取扱店申請書（様式第1号）
2. 市が発行する市民税の納税証明書1部（コピーは不可）
 - ・法人の場合 法人市民税の納税証明書
 - ・個人の場合 個人市民税の納税証明書
3. 法人の場合は、過去1年分の決算書、個人の場合は過去1年分の税務申告書
4. 店舗または事務所の位置図

市が指定ごみ袋等取扱店に指定した場合、「指定ごみ袋等取扱店指定通知書」（様式第2号）と「指定ごみ袋等取扱店証票」（看板・シール）を交付します。

「指定ごみ袋等取扱店指定通知書」は発行年度を含め5年間有効となりますので、大切に保管してください。

「指定ごみ袋等取扱店証票」は、店舗の入口等、市民の方が見やすい場所に必ず貼り、取扱店であることを表示してください。

11. 契約の締結

取扱店は毎年、年度当初に市と「洲本市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約」を締結する必要があります。この契約を交わすことによって指定ごみ袋等の取扱い（処理手数料の収納）を受託することができるようになります。

12. 取扱いまでの基本的な流れ

1. 指定ごみ袋等取扱店の申請



「指定ごみ袋等取扱店申請書」（様式第 1 号）に必要書類を添付し、生活環境課に提出する。

2. 指定ごみ袋等取扱店の指定



市より「指定ごみ袋等取扱店指定通知書」（様式第 2 号）と「指定ごみ袋等取扱店証票」（看板・シール）を交付する。

3. 「洲本市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約」の締結



「洲本市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約書」により契約締結する。

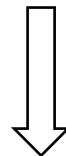
4. 指定ごみ袋等の注文



生活環境課に「洲本市指定ごみ袋等発注書」を F A X（0799-24-7586）する。

5. 指定ごみ袋等代金（処理手数料）の支払い

6. 収納事務委託料の受領



5 と 6 については、市の送付する納入通知書で納付することで同時に行われます（納入通知書の額面は、収納事務委託料を差し引いた金額となっています）。

7. 指定ごみ袋等の受け取り

指定ごみ袋等納品業者より受領し、数量等を確認し納品書を受け取り、受領書に押印してください。

13. 指定ごみ袋等取扱店の指定事項（申請内容）に変更が生じた場合

店舗の移転、代表者や取扱店名など、取扱店の指定（申請）事項に変更が生じた場合は、速やかに「指定ごみ袋等取扱店指定事項変更届出書」（様式第4号）を市に提出してください。

14. 指定ごみ袋等取扱店を廃止したい場合

指定ごみ袋等取扱店を廃止しようとする場合は、その90日前までに「指定ごみ袋等取扱店廃止届出書」（様式第5号）を市に提出してください。

15. その他

市が提出を求めた書類、資料等については、指定の期日までに速やかに提出してください。

市長が特に必要と認めたときは、取扱店の調査を行うことがあります。

相談・お問い合わせ窓口

〒656-8686

洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所 市民生活部 生活環境課

TEL 0799-24-7607

FAX 0799-24-7586

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

洲本市長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

（法人にあっては、所在地及び代表者氏名）

指定ごみ袋等取扱店申請書

指定ごみ袋等取扱店の指定を受けたいので、洲本市一般廃棄物処理手数料収納事務委託実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

店舗等の名称	
所在地	
営業日・営業時間	
業 種	小売業 その他（ ）
取扱種別	指定ごみ袋 指定資源袋 大型ごみ処理券
代表者	
販売責任者	
電話番号	
F A X 番号	

添付書類 店舗又は事務所の位置図、市税等に滞納がないことを証する書類その他
市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第9条関係）

年 月 日

洲本市長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号

（法人にあっては、所在地及び代表者氏名）

指定ごみ袋等取扱店指定事項変更届出書

指定ごみ袋等取扱店の指定を受けた事項を次のとおり変更したので、洲本市一般廃棄物処理手数料収納事務委託実施要綱第 9 条第 1 項の規定により、届け出ます。

指 定 番 号		
内 容	変更事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		

添付書類 市長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

洲本市長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

（法人にあっては、所在地及び代表者氏名）

指定ごみ袋等取扱店廃止届出書

指定ごみ袋等取扱店の指定の廃止を受けたいので、洲本市一般廃棄物処理手数料収納事務委託実施要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	
店舗等の名称	
所 在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日
備 考	

送付先 洲本市役所市民生活部生活環境課

FAX 0799-24-7586

洲本市指定ごみ袋等発注書

令和 年 月 日

洲本市長 様

配送依頼者（発注者）

取扱店	指定番号			
	店舗等の名称		担当者名	
	所在地			
	電話番号			
	FAX番号			

配送予定日に○印をつけてください。○印の記入がない発注書は無効です。

1月10日頃	1月25日頃	2月10日頃	2月25日頃	3月10日頃	3月25日頃
4月10日頃	4月25日頃	5月10日頃	5月25日頃	6月10日頃	6月25日頃
7月10日頃	7月25日頃	8月10日頃	8月25日頃	9月10日頃	9月25日頃
10月10日頃	10月25日頃	11月10日頃	11月25日頃	12月10日頃	12月25日頃

上記配送分の洲本市指定ごみ袋等の配送を下記のとおり依頼します。

記

品 名			注文単位	手数料額	注 文 数	金 額
指定 ご み 袋	もえるごみ	大	20袋／箱	8,000円／箱	箱	円
		小	20袋／箱	4,000円／箱	箱	円
	もえないごみ	大	20袋／箱	8,000円／箱	箱	円
		小	20袋／箱	4,000円／箱	箱	円
大型ごみ処理券			10枚／冊	3,000円／冊	冊	円
指定 資 源 袋	プラスチック		20袋／箱	4,000円／箱	箱	円
	かん		20袋／箱	4,000円／箱	箱	円
	びん		20袋／箱	4,000円／箱	箱	円

注文は箱・冊単位で注文してください。

合 計 円

13

毎月25日までの注文分を、翌月10日頃（前後します）に配送します。

毎月10日までの注文分を、当月25日頃（前後します）に配送します。（月2回）

送付先 洲本市役所市民生活部生活環境課

FAX 0799-24-7586

【記入例】

洲本市指定ごみ袋等発注書

令和 6 年 4 月 〇 日

洲本市長 様

配送依頼者（発注者）

取扱店	指定番号	2022〇〇〇〇		
	店舗等の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	担当者名	〇〇 〇〇
	所在地	洲本市本町〇丁目〇番〇〇号		
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇		
	FAX番号	〇〇-〇〇〇〇		

配送予定日に〇印をつけてください。〇印の記入がない発注書は無効です。

1月10日頃	1月25日頃	2月10日頃	2月25日頃	3月10日頃	3月25日頃
4月10日頃	4月25日頃	5月10日頃	5月25日頃	6月10日頃	6月25日頃
7月10日頃	7月25日頃	8月10日頃	8月25日頃	9月10日頃	9月25日頃
10月10日頃	10月25日頃	11月10日頃	11月25日頃	12月10日頃	12月25日頃

上記配送分の洲本市指定ごみ袋等の配送を下記のとおり依頼します。

記

品 名			注文単位	手数料額	注 文 数	金 額
指定 ごみ 袋	もえるごみ	大	20袋／箱	8,000円／箱	1 箱	8,000 円
		小	20袋／箱	4,000円／箱	1 箱	4,000 円
	もえないごみ	大	20袋／箱	8,000円／箱	1 箱	8,000 円
		小	20袋／箱	4,000円／箱	1 箱	4,000 円
大型ごみ処理券			10枚／冊	3,000円／冊	1 冊	3,000 円
指定 資源 袋	プラスチック		20袋／箱	4,000円／箱	1 箱	4,000 円
	かん		20袋／箱	4,000円／箱	1 箱	4,000 円
	びん		20袋／箱	4,000円／箱	1 箱	4,000 円

注文は箱・冊単位で注文してください。

合 計 39,000 円

14

毎月25日までの注文分を、翌月10日頃（前後します）に配送します。

毎月10日までの注文分を、当月25日頃（前後します）に配送します。（月2回）